

愛知県環境影響評価審査会 会議録

1 日時 2026 年（令和 8 年）7 月 3 日（金）午後 3 時から午後 4 時 50 分まで

2 場所 愛知県庁三の丸庁舎 地下 1 階 B101 会議室

3 議事

- （1）豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について
- （2）（仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

4 出席者

（1）委員

【オンライン出席】

中山会長、阿部委員、市野委員、伊藤委員、長田委員、神谷委員、北村委員、佐野委員、庄子委員、龍田委員、塚田委員、内藤委員、中野委員、廣岡委員、丸山委員、横田委員、渡邊委員

（以上 17 名）

（2）事務局

環境局：

木和田局長、大谷技監

環境局環境政策部環境活動推進課：

西川課長、小川担当課長、國立課長補佐、佐藤主査、西森主査、林主査、大島主任

（以上 9 名）

（3）事業者等

17 名

5 傍聴人

2 名

6 会議内容

（1）開会

- ・ 会議録の署名について、中山会長が神谷委員と庄子委員を指名した。

（2）議事

- ア （1）豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について
 - ・ 資料 1－2 について、長田部会長から説明があった。

<質疑応答>

【中山会長】資料１－２の部会報告について意見はないため、このまま審査会の答申としてよろしいか。

(委員から意見等はなし)

【中山会長】異議なしとされたので、部会報告の内容をこのまま審査会から知事への答申とする。

- ・ 資料１－２の「豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について（報告）」を、そのまま審査会答申とすることで了承され、別紙１のとおり答申した。

イ (仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について

- ・ (仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について、別紙２のとおり諮問を受けた。
- ・ 資料２について、事務局から説明があった。

<質疑応答>

【丸山委員】鳥類に関して事後モニタリング、順応的管理の考え方が導入されていることは評価できるが、その上での対応策について、何かあれば専門家に相談するとしているが、例えば深刻な影響をどのような判断基準で評価するのかなど、具体的に検討しているのか。また、騒音や振動についても、受ける側の個人差による不確実性があるため、同様の考え方を適用できると考えるが、いかがか。

【事業者】バードストライク及びバットストライクに関する事後調査の中で、どのような種がどの程度衝突しているのか、また、その時期などを確認していく。重要な種が衝突した場合や、衝突した数が多い場合には早急な対応が必要であり、鳥類の専門家に相談しながら風車の視認性を高めるなどの対策を検討したいと考えている。騒音、低周波音等に関しては、環境省の風車騒音の指針値や ISO の低周波音の感覚閾値と比較して評価した結果、それらの値を下回っているため影響は低減されていると考えており、現時点で事後調査を行う予定はない。しかしながら、御指摘のとおり騒音や低周波音の感じ方には個人差があるため、風車の稼働開始後に苦情等があれば、個別に調査を行い、本事業に起因するならば対応を検討したいと考えている。

【丸山委員】追加でコメントする。例えば騒音は、閾値がある問題ではなく、個人差も大きい。指針値を目安として使うのはよいが、それを下回ることによって免責される値ではないということを踏まえ、事後調査についてもう少し事業者の責任で考えていただきたい。鳥類に関しても、起こったことに応じて取り得る選択肢はいろいろある。モニタリングをするだけではなくて、

その結果を踏まえてどのような低減措置を取るのか、もう少し具体的な記載があるとよい。

【事務局】御意見を踏まえて部会で検討する。

【庄子委員】丸山委員の質問に補足してコメントする。事後調査の判断基準について定性的な回答があったが、定量的に評価する必要があると思う。何ほどの程度多かったら具体的に何をするのか、定量的に判断できる基準を設けていただきたい。次に、方法書段階の知事意見に対して、準備書でどのように対応して、その結果をどのような根拠で評価したのかについて確認したい。まず、鳥類への影響は小さいと結論付けているが、個体数、予測衝突数、回避率など、どのような情報を重視してそのような評価に至ったのか、定量的な判断基準や評価の考え方について説明されたい。

【事業者】今回の準備書では、種ごとに、猛禽類や渡り鳥については年間予測衝突数も算出しながら予測を行い、その結果が小さかったことから影響は小さいと判断した。また、渡り鳥については、伊良湖岬での調査も実施しており、それに比べて対象事業実施区域付近ではあまり数が見られなかったことから、主な渡りのルートは伊良湖岬の先端を通して東西に続く海上と、東に続く山塊、海岸沿いの気象であるだろうと考え、影響は小さいと判断した。

【庄子委員】主な理由は、個体数が少なかったことであると理解した。小鳥類の多くは夜間に集団で飛んでいくが、それについては今回の予測に反映されているのか。

【事業者】夜間の小鳥については、船舶レーダーを使って調査しており、御指摘のとおり相当程度の飛翔が確認されている。レーダーの距離減衰があり、高いところや遠いところでは数が少なくなる傾向があるが、それでも地表面に近いほど数が多い傾向があり、風車のブレードの回転域を飛ぶ鳥の数をレーダーの軌跡からカウントすると3割程度となっている。実際にどのような鳥が飛んでいるのかについては、津軽海峡において夜間に目視により観測し、種を同定した結果と突き合わせて可能性を示した。ブレードの回転域での出現率が約3割であることから、衝突リスクは当然示唆される。一方、対象事業実施区域に隣接する既設の風力発電所では定期的にメンテナンスを行っていて、鳥の死骸を確認したときには報告することになっているが、実際に20年近く稼働している中でそのような報告がないので、予測結果には一定の不確実性が含まれていると考え、事後調査を実施して確認することとした。

【庄子委員】衝突リスクを種ごとに算出しているところ、夜間の鳥類は種の判別ができないので、それには反映されていないと読めるが、違うのか。

【事業者】御指摘のとおり、反映されていない。

【庄子委員】知事意見に「夜行性鳥類及び夜間の小鳥類の渡りの状況を的確に把握できるよう、船舶レーダー調査を実施すること」という項目があり、船舶レーダー調査は実施されたと理解した。しかし、夜行性鳥類及び夜間の小鳥類の渡りの状況を的確に把握できているとは言えず、その結果を影響予測・評価に十分活用できているとは理解していない。次に、回避率98%の根拠

は何か。

【事 業 者】回避率が示されていない種については、98%を用いている。

【庄子委員】ほとんどの種が98%以上となっている。回避率は衝突リスクの入力値であり、少し変わるだけで結果が大きく変わる。本事業でこの数値が妥当であることをどのように確認したのか。

【事 業 者】回避率については、環境省の「鳥類等に関する風力発電施設立地適正化のための手引き」の衝突リスクの計算法において、スコティッシュ・ナチュラル・ヘリテージで提案されている数値を採用することとされているので、それに準じている。

【庄子委員】資料にそのように記載されているのであれば理解した。

【事 務 局】事業者に当該資料の提出を求め、委員に配布させていただく。

【庄子委員】セオドライト調査について、本事業は既設の風車がすぐ近くにあつて様々な比較が可能であり、データを取るには良い条件だと思う。今回、追跡点と海岸線との最短距離を比較しているが、なぜか。また、統計解析の結果、5%水準では有意差が認められていないとしながら、回避行動が発生していると考えられたと結論付けているが、その根拠と解釈を説明されたい。

【事 業 者】フィールド調査では、実験系とは違い、有意差検定はあくまでも目安であり、モデリングをした上で、傾向を把握することが主流である。有意差の有無はフィールド調査の解析にはそぐわないと理解しており、検出力というよりは、おおむね傾向としてそのようなものが見られるとして記載した。

【庄子委員】今回、パラメトリック検定とノンパラメトリック検定の両方を使っているが、野外データは不確実性を伴うので、統計モデリングをしたいということは分かる。ただ、統計モデリングにしても適合度や妥当性を評価する軸は必要であるので、そのことについて説明されたい。

【事 務 局】事業者で考えをまとめた上で、次回の部会においてお示しする。

【庄子委員】保全措置について、実行可能な範囲内で低減が図られていると評価されているが、今回の準備書の保全措置を基に、改変面積の最小化、既存道路の利用、生息環境の改変を抑える等の措置を講じていくものと理解している。その上で風車への衝突や移動経路の阻害など、具体的にどの保全措置がどの程度影響を低減すると評価したのか。

【事 務 局】事業者で整理した上で、次回の部会でお示しさせていただく。

【渡邊委員】重要な植物について、移植しないとした判断の根拠をもう一度説明されたい。

【事 業 者】ネコノシタについては、消失する株があるが、周辺にも相当数の株が見られることから移植の必要がないと判断した。また、今回消失するのは、海岸を隔てる道路の内側であり、本来の生育場所とは少し違うのではないかということも、有識者との話の中で出ている。

【渡邊委員】消失したとしても、また再生するというような説明があった気がするが、違うか。

【事 業 者】そのような説明もしている。

【渡邊委員】それは少し矛盾している。ほかに広く存在するから、二次的、派生的なものは消失してもよいという判断であれば、再生するか否かは問題にならない。今回の場合、私もあまり移植には賛成ではないが、最初から移植しないよりは、試しに移植してみるなどの措置を検討して、その結果、最終的には移植しないということでもよいと思うが、いかがか。

【事 業 者】 検討の上、回答する。

- ・ （仮称）田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について、田原中山風力発電部会（別紙３）を設置し、その審査が付託された。

（３）閉会

令和 8 年 7 月 3 日

愛 知 県 知 事
大 村 秀 章 殿

愛知県環境影響評価審査会
会 長 中 山 恵 子

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について
(答申)

令和 8 年 5 月 22 日付け 8 環活第 139 号の諮問については、別添のとおり答申します。

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書についての
答申

はじめに

豊田貞宝次世代産業地区用地造成事業環境影響評価方法書について、環境の保全の見地から慎重に検討を行った。

事業者は、以下の事項について十分に検討した上で、適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえた環境保全措置を検討し、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成する必要がある。

また、環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先すること。

1 全般的事項

- （１）事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を考慮し、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境影響の低減について検討すること。
- （２）調査地点及び予測地点について、その設定理由をわかりやすく示すこと。
- （３）環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて、環境影響評価の項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

2 大気質、騒音、振動、悪臭

- （１）工事関係車両及び施設関係車両の主要な交通ルート周辺には住宅等が存在することから、大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。
このため、車両の運行計画の策定に当たっては、効率的な運行による車両台数の抑制や平準化・分散化、低公害型の車両の積極的な使用などにより生活環境に配慮すること。
また、車両の走行による大気質等への影響について、事業実施に伴う交通量を適切に設定して予測及び評価を行うこと。
- （２）対象事業実施区域の周辺には住宅等が存在することから、工事の実施及び施設の供用に伴う大気質、騒音、振動及び悪臭による生活環境への影響について、事業計画の具体化に当たり、ばい煙の排出の低減に努め、必要な防音、防振及び悪臭対策を講じることにより配慮すること。

3 水質

事業の実施に伴う排水を周辺の中小河川へ放流する計画としていることから、事業の実施により水環境への影響が懸念される。

このため、水環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、工事の実施及び施設の供用に伴う水環境への影響については、天候等による日変動を考慮するなど適切に調査を行った上で、放流先の河川流量、排水の流量・水質を踏まえて予測及び評価を行うこと。

4 地盤環境、地下水の状況

土地の改変により、雨水等の地下浸透量が変化するとともに、切土工が不透水層に影響を及ぼす可能性があることから、対象事業実施区域及びその周辺における地下水の水位、地盤環境等への影響が懸念される。

このため、専門家の指導・助言を得ながら、影響が及ぶ範囲やその程度を想定した上で、適切に帯水層・地層構造、地下水流動方向等の調査を行い、必要に応じて調査範囲を拡大し、予測及び評価を行うこと。

5 動物、植物、生態系

(1) 以下の事項に留意しつつ、必要に応じ、専門家等の指導・助言を得ながら、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

ア 対象事業実施区域及びその周辺に湿地湿原が存在し、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性

イ 移動性のある動物の調査結果の妥当性を担保できる調査手法及び調査量

ウ 対象事業実施区域及びその周辺を渡り鳥が中継地として利用している可能性があることから、種に応じた調査方法、調査時間帯及び調査時期

エ 鳥類の行動内容を勘案して予測及び評価するため、繁殖、採餌等の行動内容を含めた調査

オ 動物の重要な種が確認された場合、必要に応じて調査範囲を拡大

(2) 工事の実施に伴う表土の攪乱により、埋土種子から植物の重要な種が新たに生育する可能性について留意すること。

6 その他

準備書の作成に当たっては、住民等の意見を十分に検討するとともに、分かりやすい図書となるよう努めること。

検 討 の 経 緯

年 月 日	会 議	備 考
令和 8 年 5 月 2 2 日	審 査 会	知事からの諮問 方法書の内容の検討 部会への付託
令和 8 年 6 月 2 3 日	部 会	方法書の内容の検討 住民意見の概要の検討 関係市長意見の検討 部会報告（案）の検討
令和 8 年 7 月 3 日	審 査 会	方法書の内容の検討 部会報告 答申の検討 知事への答申

愛知県環境影響評価審査会委員

阿部 順子	梶山女学園大学生生活科学部准教授
市野 良一	名古屋大学大学院工学研究科教授
伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
鵜飼 真貴子	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
岡村 聖	名古屋産業大学現代ビジネス学部教授
長田 和雄	名古屋大学大学院環境学研究科教授
小野 悠	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
○神谷 浩二	岐阜大学工学部教授
北村 亘	東京都市大学環境学部准教授
佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
庄子 晶子	名古屋大学大学院環境学研究科教授
須山 知香	岐阜大学教育学部准教授
龍田 建次	愛知学泉大学家政学部教授
塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
内藤 久雄	金城学院大学生生活環境学部教授
中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
◎中山 恵子	中京大学経済学部教授
檜崎 友子	名城大学農学部助教
廣岡 佳弥子	岐阜大学環境社会共生体研究センター准教授
丸山 康司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
横田 久里子	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
義家 亮	岐阜大学工学部教授
渡邊 幹男	愛知教育大学自然科学系教授

◎会長 ○会長代理

(敬称略、五十音順)

8 環 活 第 186 号
令和 8 年 7 月 3 日

愛知県環境影響評価審査会
会長 中山 恵子 様

愛知県知事 大 村 秀 章

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る環境影響評価準備書について
(諮問)

このことについて、愛知県環境影響評価条例（平成 10 年愛知県条例第 47 号）第 33 条において準用する同条例第 20 条第 4 項の規定に基づき、貴審査会の環境の保全の見地からの意見を求めます。

担当 環境局環境政策部環境活動推進課
環境影響・リスク対策グループ
電話 052-954-6211（ダイヤルイン）

愛知県環境影響評価審査会
田原中山風力発電部会構成員

委員名	所 属 等
いとう ゆき 伊藤 由起	名古屋市立大学大学院医学研究科准教授
うかい まきこ 鵜飼 真貴子	名古屋大学大学院環境学研究科准教授
おの はるか 小野 悠	豊橋技術科学大学建築・都市システム学系准教授
さの やすゆき 佐野 泰之	愛知工業大学工学部教授
しょうじ あきこ 庄子 晶子	名古屋大学大学院環境学研究科教授
つかだ もりお 塚田 森生	三重大学大学院生物資源学研究科教授
なかの まさき 中野 正樹	名古屋大学大学院工学研究科教授
まるやま やすし 丸山 康司	名古屋大学大学院環境学研究科教授
わたなべ みきお 渡邊 幹男	愛知教育大学自然科学系教授

(敬称略、五十音順)